平成２５年（フ）第３７号
鹿児島県鹿屋市祓川町5107番地　祓川馬渡市営住宅６号棟62号、前住所鹿児島県鹿屋市旭原町2542番地７　カサグランデ105号
債務者　井上　真弓（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
鹿児島県志布志市志布志町安楽190番地78若葉団地２号棟104号、前住所鹿児島県志布志市志布志町帖5352番地２
債務者　石田　春樹
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
岐阜県可児市今渡100番地４　アサノハイツ101、前住所岐阜県可児市今渡348番地１　タウンコート松葉103
債務者　髙田　浩英
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第３０号
岐阜県加茂郡川辺町西栃井1785番地１　川辺西タウンＢ棟204号室
債務者　海野洋子こと　井戸　洋子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第３６６号
熊本県上天草市大矢野町中10934番地３、前住所熊本県上天草市松島町合津1155番地
債務者　升本　美和
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０８号
青森市岡造道１丁目６番９号　カトレア館101号
債務者　田中　茂子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８１７号
愛知県愛知郡東郷町北山台３丁目９番地19、住民票上の住所愛知県愛知郡東郷町白鳥２丁目３番地18
債務者　田中　昌雄
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０１４号
愛知県半田市岩滑高山町４丁目６番地の１
債務者　奥　　明弘
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３４号
佐賀県佐賀市諸富町大字徳富169番地　エクセレンテ大中島101号
債務者　大脇　　恵
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
佐賀県佐賀市鍋島５丁目２番３号　成清ビル201
債務者　浅村　由季
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
佐賀県佐賀市三瀬村三瀬2741番地84　弥栄団地
債務者　小柳チエ子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
佐賀県佐賀市三瀬村三瀬2741番地84　弥栄団地
債務者　小柳　辰巳
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１６１号
佐賀県三養基郡みやき町大字白壁4385番地197
債務者　杉原　浩一
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５８号
大阪府吹田市垂水町１丁目55番11―801号
債務者　畑田　充弘
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３８８号
大阪市港区築港１丁目14番32―306号
債務者　中田　恵美
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５８１号
大阪府吹田市春日４丁目11番２―401号
債務者　井上佳寿美
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部